

## 2・5 海洋汚染防止対策

### 2・5・1 船舶からの廃物による汚染防止（ホールド洗浄水問題等）

船舶からの廃物による汚染の防止に関する MARPOL 条約附属書 V の全体的な見直しは IMO において行われ、平成 19(2007)年 7 月の第 56 回 海洋環境保護委員会(MEPC56)からメールベースで議論するコレスポネンシグループ(CG)が設置された。同 CG では貨物残渣、ダンネージ/包装材、一般廃棄物の原則排出禁止、および廃物生成を最小化するための一般的概念等に関する各国からの意見が取り纏められ、平成 20(2008)年 4 月の MEPC57 に検討結果が報告された。同会合では詳細な審議は行われず、引き続き CG を設置し、附属書 V の改正案および同改正案を実施するためのガイドライン案の検討が継続して行われた。

その後、附属書 V 改正案は、平成 22(2010)年 10 月の MEPC61 において一定の条件を除き承認され、平成 23(2011)年 7 月の MEPC62 において採択された。また、ガイドライン案は平成 24(2012)年 3 月の MEPC63 において採択され、上記改正は、平成 25(2013)年 1 月 1 日に発効した。

なお、環境有害物質に分類される固体ばら積み貨物の評価基準の検討が MEPC63 で合意されたものの、上記基準に含まれる長期健康有害性については、評価が難しく時間を要することから、長期健康有害性の適用時期を遅らせる回章文書(MEPC Circular)案の次回会合提出が合意された。同文書案について、MEPC64(平成 24(2012)年 10 月)では、長期健康被害の評価を平成 26(2014)年 12 月末まで猶予する内容で最終化された。平成 26(2014)年末の猶予期限は延長されず、今後は荷主の責任において貨物毎に長期健康被害の評価を実施の上、船社に申告することとなった。

平成 27(2015)年の MEPC68 において、平成 29(2017)年 1 月に発効予定の極海コードの環境要件および同コードを義務化する MARPOL 条約各付属書の改正が採択された。

### 2・5・2 船体付着生物の越境移動最小化への取り組み

船体に付着した水生生物が越境移動することにより、生態系が破壊されるなど海洋環境に悪影響を及ぼしているとして、船体に付着した水生生物の移動防止に関する検討が IMO において平成 22(2010)年の完了を目処に行われてきた。

平成 20(2008)年 2 月の第 12 回ばら積液体ガス小委員会(BLG12)で設置された CG において、次の項目について検討が行われ、平成 21(2009)年 2 月の BLG13 に報告された。

- ・ 船体付着物の移動による生態系破壊など海洋環境への影響に関する調査結果および既に実施されている防止対策の効果の検証
- ・ 現存する最も有効な対策および将来的に有効と思われる対策の検討
- ・ 対策の施行方法の検証
- ・ 暫定的なガイダンスの策定

BLG13 では、引き続き CG を設置し、「船体付着による有害水生生物の移動を最小化するためのガイドライン案」の検討が本格的に開始された。CG においてまとめられたガイドライン案について、平成 22(2010)年 2 月の BLG14 において審議の結果、ガイドライン案がより実効性の

あるものに修正された。同ガイドライン案は、平成 23(2011)年 7 月の MEPC62 において採択された。当ガイドラインの効果の評価プロセス案については、平成 24(2012)年 2 月の BLG16 で最終化に向けて審議が行われ、最終化を求める国と実績がまだ無いことを指摘する国との間で意見が分かれ、次回会合時に再度、審議されることとなった。

平成 25(2013)年 2 月の BLG17 においてガイドラインの効果の評価プロセス案が最終化された。平成 25(2013)年 5 月の MEPC65 において、今後、年次毎に評価する項目に重点を置いたレビューを実施し、5 年目に包括的なレビューを行うことで、ガイドラインに基づく船体付着物管理の有効性を判断する事が合意された。